

欧州事務管理法の原則と我国の事務管理法

—事務管理の要件—

角 田 光 隆

目 次

1. はじめに
2. 日本の判例・学説
3. 欧州民事法典研究グループ案
4. 要件論の比較
5. 効果論への架橋

1. はじめに

我国における事務管理法は、民法典第697条から第702条までの6か条で規定されている。第697条は事務管理一般の要件、第698条は緊急事務管理、第699条は管理者の通知義務、第700条は管理者による事務管理の継続、第701条は委任の規定の準用、第702条は管理者による費用の償還請求権を規定している。

これらの諸規定はドイツ民法典が第677条から第687条までの11か条で規定しているのと比較しても、少ない。したがって、我国の事務管理法は判例・学説に負うところが大きい。

しかし、判例は多いとはいえ、民法第697条の事務管理の要件と民法第702条の費用償還請求権に集中している。また、我国において、事務管理の対象となる法領域が法的に義務でない親切の領域に属することもあって例外的な存在にすぎず、事務管理法は契約法、不当利得法、不法行為法と比較して目立った学説的な論争を引き起こしているわけではない。

しかし、最近のヨーロッパにおいて、契約法に関する共通の参照枠組みが

作成されつつあり、この影響を受けて、欧州民事法典研究グループが事務管理法に関する欧州の諸原則を提案している。この諸規定は12か条で構成されていて、ヨーロッパ諸国の事務管理法を参照した意欲的な内容を有している。

第1章の第1：101条は他人に利益を与える事務管理、第1：102条は他人の義務を履行する事務管理、第1：103条は適用除外を規定する。

第2章の第2：101条は事務管理中の義務、第2：102条は事務管理後の義務、第2：103条は事務管理者の義務違反によって生じた損害賠償を規定している。

第3章の第3：101条は債務弁済請求権または費用償還請求権、第3：102条は報酬請求権、第3：103条は損害賠償請求権、第3：104条は事務管理者の権利の制限または排除、第3：105条は第3者の債務弁済義務または費用償還義務、第3：106条は本人の名で行う事務管理者の代理権を規定している。

日本法と欧州民事法典研究グループ案の各条文の名称を比較しただけでも、事務管理に対する態度が異なっていることがわかる。特に欧州民事法典研究グループ案の第1章の要件論と第3章の効果論は、日本法において少数説であったり、または、該当規定がなかったりして特徴のあるものである。

欧州民事法典研究グループ案は試案にすぎず、構成国法にあるような民法典における現行法規でない。比較研究としてその現行法規を対象としないことは不十分であるが、本稿は主として欧州民事法典研究グループ案の第1章の要件論に限定して、日本法における第697条などに関連する事務管理の要件との比較を行う。効果論は次稿で検討する。

2. 日本の判例・学説

2.1 事務管理の要件に関連する判例

2.1.1 明治時代

財産の処分行為は本人の意思に反しない場合に必要な限度内で行うことができることを述べた判例¹⁾や、事務管理において行為能力者であることを必

要としない本人である町村の町村長の同意などは要らないとした判例⁽²⁾がある。

第2番目の判例は本人の行為能力が問題となったもので、管理者が行為能力を持っていたのか否かを問題とした判例ではない。後述する学説には、管理者の行為能力を事務管理の要件とするものがある。しかし、管理者の行為能力を事務管理の要件とせずに、そのことを事務管理の効果の領域で斟酌する方向もあり得る。詳しくは効果論で扱う。また、公法人に対しても事務管理が成立することが明確に述べられている。

その他に、管理者が管理者自身の名で行った法律行為は、管理者自身だけに効力が生ずるにすぎないとする判例⁽³⁾がある。

2.1.2 大正時代

管理者が管理者自身の名で購入した物は原則として管理者自身のものであることを述べた刑事判例⁽⁴⁾がある。本件では、横領罪が問われていたので物の所有権の帰属が意識されていた。この判例は明治時代の第3番目の判例の趣旨を受け継いでいるものと判断できる。管理者自身の名で行った法律行為が管理者自身だけに効力が生ずることはすでにこの時期に判例上確立していたものと評価できる。

扶養義務の後順位者が先順位者のために子を扶養する場合に事務管理が成立することを承認しながらも、他人のためにする意思がないとして事務管理の成立を否定した判例⁽⁵⁾がある。本件は先順位者のためというよりも子供への愛情から養育したことが強調されている。扶養の順位に関しては法改正が行われたが、他人のためにする意思に関する判例としての意義がある。

連帯債務における負担部分のない者が他の連帯債務者のために弁済した場合には事務管理が成立するとした判例⁽⁶⁾がある。他人の債務の弁済に事務管理が成立することも、すでにこの時期に確立したものと評価できる。

買受けた船舶の引渡しを受け売買代金を支払う権限はあったが、売買代金の増額承諾権がなかった代理人が買主の名で承諾した場合に買主本人のため

に行った行為として事務管理が成立するとした判例⁽⁷⁾がある。

この判決において、代理人は他人のためにする意思を持って行動し、本人の意思または利益に合致することが承認されている。重要なのは、代理人がそのような行動をせざるを得ない状況にあり、客観的に見てそのような行動の妥当性があったことである。

事務管理者の行った契約解除は追認があって初めて効力が生ずるとした判例⁽⁸⁾がある。この判決は明治時代の最初の判例の趣旨、すなわち、財産の処分行為は本人の意思に反しない場合に必要の限度内で行うことができることを前提としている。その上で、ある共同買主が自分のために処分行為である契約解除をしたが、他の買主の追認を条件として契約解除の効力を認めたのである。

本人の意思に反しないことは、本人の追認に現れている。本人の追認に言及した最初の判例である。

この判決と同じ趣旨のものが、同年に判示されている⁽⁹⁾。この判決では、ある共有者が他の共有者の同意を得ることなく他の共有者の持分を売却したが、他の共有者が後日その売却を承認した場合には事務管理が成立すると判断された。

学説では、この判決をドイツ法の影響を受けて準事務管理として法律構成するものがある。しかし、判決を読む限り事務管理の追認の事例として捉えることもできる。準事務管理または事務管理の追認の関係について詳しくは効果論で扱う。

その他に、本人の意思が強行法規や公序良俗に反する場合には、本人の意思とかかわりがなく事務管理が成立するとした判例⁽¹⁰⁾がある。この判決は鉱業権の公売の解除その他の理由により落札者としての地位を脱退しない限り登録税の支払義務があることを前提として、共同落札者が立替払いした場合に事務管理が成立するとしたものである。

これは、本人の意思に反することが明らかな場合でも強行法規や公序良俗に合致していれば、事務管理の成立を肯定した最初の判例である。この強行

法規や公序良俗の意味の解釈しだいによって、本人の意思を斟酌せずに事務管理を活用できる余地があると考ええる。

ある共有者が費用全額を支払うのは他の共有者にとって事務管理が成立するとした判例⁽¹¹⁾が登場した。この判決は、共有地の入会権買取その他の費用を共有者の内の1人が全額支払った場合に、自己の事務を処理すると同時に他の共有者の負担部分については事務管理になるとするものである。

この判決も他人の債務の弁済に関する事務管理であると評価できる。

2.1.3 昭和初期

私生児の母（養女）は分娩という事実に基づいて扶養義務を負担し、その私生児を養父に預けて実家に帰った後に養父が私生児を養育した場合には、養父は扶養による立替金を請求できるとした判例⁽¹²⁾がある。この判決における立替金の償還請求は事務管理に基づくものである。

他人の義務の履行を代替して行った事例であるので、他人の債務の弁済に関する事務管理と同レベルのものである。

主たる債務者の委託を受けずに保証をした場合に事務管理が成立するものとした判例⁽¹³⁾がある。

保証人は債権者との間で保証契約を締結して自分の義務を履行する反面、主たる債務者のためにその債務を弁済しているのです。この点が事務管理として承認されたのである。この判決も、他人の債務の弁済に関する判例である。

本人に共同出願の意思がないことを知っている場合には事務管理が成立しないと判例⁽¹⁴⁾がある。この判決も、本人の意思に反することが明らかである場合に事務管理の成立を否定する。

本人の意思に反しあるいは本人のために不利益であることという要件は事務管理を行った時点の事情に基づいて決定すべきであるとする判例⁽¹⁵⁾がある。

この判決は、事務管理の要件として本人の意思または本人の利益に合致することを必要とするのか否かの判定にとっての基準を提供したものである。

弁済期前の債務であっても本人たる債務者のために弁済を行い、本人の意

思に反しない場合には、第3者の弁済は事務管理となるとする判例⁽¹⁶⁾がある。

この判決は第3者が債務者に代わって債務を弁済する場合には、反証がない限り債務者の意思に反しないとしていることに注目しておく必要がある。この判決も、他人の債務の弁済に関する判例である。

本人の委託なく債務を弁済した場合に事務管理が成立する場合があるとする判例⁽¹⁷⁾がある。

この判決も、他人の債務の弁済に関する判例である。この判決は立替払いの委託の事実がないとして償還請求を否定した原判決を破棄したものである。

無権代理行為は本人の追認を条件として事務管理が成立するとした判例⁽¹⁸⁾がある。

本件において、本人が他人に保管を委託した金銭を代理権がないにもかかわらず本人の代理人と僭称して他人から金銭の返還を請求して受領した場合に、本人の相続人の追認によって本人または本人の相続人のために行った事務管理と判断された。

この判決は、大正時代における本人の追認に関する判例を引き継ぐものである。

2.1.4 昭和20年・30年代

株主が名義書換を行わなかったので、名義上の株主が新株引受権を取得した場合にも、名義上の株主と名義書換をしなかった株主との間には事務管理が成立しないと判例⁽¹⁹⁾がある。

売買契約から解除までと売買契約解除後から返還までの買主の馬の飼育には事務管理が成立しないと判例⁽²⁰⁾がある。

この判決では、売買契約の解除以前は他人のためにする意思の要件を欠くこと、売買契約の解除後は全く不十分な飼育の方法を講じたにすぎないので事務の性質に従い最も本人の利益に適すべき方法によって管理をなすことを要するという条件を充たしていないとして事務管理が否定されたものである。

この判決は事務の性質に従い最も本人の利益に適すべき方法によって管理

をなすことを要するという条件を実際に示したものとして意義がある。

国に代わって在留邦人の引揚援護を行った場合に事務管理が成立する場合があるとした判例⁽²¹⁾がある。この判決の内容は控訴審で否定された。

土地を相続した未成年者のために土地を耕作した場合に事務管理が成立する余地があるとした判例⁽²²⁾がある。

この判決によれば、不動産を相続した原告である未成年者を養育することになった者が未成年者の建物に移り住み、土地を耕作するようになった。未成年者自身はその者の家族の一員として生活しその者が耕作している土地の耕作に従事していた。その他の原告は遠隔地の伯母方で扶養されていた。

このような事情の下で事務管理が認定された。しかし、本人または法定代理人が事務管理の継続について反対の意思表示をしている場合には事務管理を継続しえないと判断された。

当事者間の雇用契約解約後に電話料金を立替払いした場合において、電話加入権の喪失の恐れがある状況下でその保存のために必要であり、本人の意思に反する証拠もないので事務管理が成立するとした判例⁽²³⁾がある。本判決も、他人の債務の弁済に関する判例である。

未成年者の親族が親権者の財産管理権喪失宣言の手続きだけを行い、未成年者に費用の償還請求をした場合に事務管理が成立しないとされた判例⁽²⁴⁾がある。

しかし、一般論として事務管理に基づいてその費用を償還請求できる条件が示された。すなわち、家庭裁判所がその申立を受け入れて親権者の財産管理権の喪失の宣告をしたことである。

事務管理が成立するために他人の利益を図る意思と自己の利益を図る意思が同時に存在してもよいとした判例⁽²⁵⁾がある。本判決も、他人の債務の弁済に関する判例である。

この判決によれば、管理者たる会社の代表者と他人たる会社の代表者とは親子の関係にあること、このことから他人たる会社の債務減少に関心があったこと、代位弁済は他人たる会社の債務を弁済額だけ減少させる利益がある

ことから、事務管理が成立すると判断された。

管理者が本人の名で第三者との間で行った法律行為の効力は原則として本人に生じないとした判例⁽²⁶⁾がある。

この判決においては、その法律効果の発生のために代理その他の別個の法律関係が必要とされた。本人に法律行為の効力を及ぼすためには、本人の追認を必要とする前述の判例と同じである。

交通事故の加害者の依頼を受けて加害者と被害者の示談を仲介した者のためにその依頼後にその加害者による示談の一部の拒絶があった場合でも示談金の償還請求が認められるとした判例⁽²⁷⁾がある。

本判決も他人の債務の弁済に関するものである。本人の意思には反しているが、本人の利益に合致しているとした判断は参考となるであろう。

交通事故の加害者と被害者の示談を仲介した者のために加害者による示談の成立の阻止があった場合にも事務管理が成立するとした判例⁽²⁸⁾がある。本判決も他人の債務の弁済に関するものである。

2.1.5 昭和40年代

第3者が他人の損害賠償債務を免れさせる金員を負担した場合に事務管理に基づく費用償還請求権が発生するとした判例⁽²⁹⁾がある。本判決も他人の債務の弁済に関するものである。

親の養育をした子供の1人は他の子供に対して事務管理が成立する可能性を指摘しながらも、実際には事務管理を否定した判例⁽³⁰⁾がある。本判決も他人の債務の弁済に関するものである。

この判決において、当該扶養義務者間だけで扶養義務者の一方の扶養料の支払義務を免れる約束は効力を有しているので、事務管理費用の償還請求はできないと判示された。

ある共同不法行為者が負担部分を超える支出をした場合に他の者に対して調停賠償金の償還が認められた判例⁽³¹⁾がある。本判決も他人の債務の弁済に関するものである。

この事件で、負担部分を越えた部分の支払は客観的に他人の事務で、その支払は他の者の事務の処理にあたることを認識していたので他人のためにする意思を持っていたと認定された。

日本人世話会が引揚援護資金の借入をしたことは、国のための事務管理に該当しないとした判例⁽³²⁾がある。この判決は、前述した第1審判決を否定したものである。

タクシー会社が雇用していたタクシー運転手（無過失）と加害自動車が交通事故を起こしタクシーの乗客が負傷した。タクシー会社は乗客に治療費、衣服洗濯代、宿泊費、慰謝料を支払った場合に、加害自動車側に対して事務管理に基づく費用償還請求権が認められた判例⁽³³⁾がある。本判決も他人の債務の弁済に関するものである。

株式の買付を引き受けた者が名義書換をしなかった譲受株券の名義上の株主が新株引受権を行使したことは、実際の株主譲受人のための事務管理ではないとした判例⁽³⁴⁾や、死亡した子供の母親の権利を行使する基礎として父親が事務管理を援用できないとした判例⁽³⁵⁾がある。

交通事故にあった会社の代表取締役が受領した休業期間中の給与について、会社は交通事故の加害者のために損害賠償金を立替払いしていることになるので、代表取締役に代わって会社は損害賠償債権を取得したことを認めた判例⁽³⁶⁾がある。本判決は他人の債務を代替して支払った事例である。

同業者から再委託を受けた土地の仲立行為は同業者のために行われたもので、同業者に委託した売主のための事務管理は成立しないとした判例⁽³⁷⁾がある。

この判決は、他人のためにする意思を欠いたために事務管理を否定したものである。

2.1.6 昭和50年・60年代

名義上の株主による譲渡株に割り当てられた新株引受権の行使は他人のためにする意思がないので株式譲受人のための準事務管理ではないとした判

例⁽³⁸⁾がある。

乳糖の誤配によって乳糖を保管するに至った者は本人の利益に適すべき方法によってその管理をなすべき事務管理上の債務を負担するとした判例⁽³⁹⁾がある。

法定地上権者が行った改修工事は土地競落人の事務でなく、反対の意思を表明している土地競落人のための事務管理が成立しないとした判例⁽⁴⁰⁾や、警察署長が行った埋蔵物の保管は、遺失者と拾得者の間と同様に、事務管理であるとした判例⁽⁴¹⁾がある。

会社が行なった被害者への給与等の金員の支払は加害者のための事務管理であるとした判例⁽⁴²⁾がある。本判決も、立替払いが事務管理と評価された他人の債務の弁済に関するものである。

この判決において、原告の使用者である原告会社が加害者である被告に代わって給与または休業補償の差額の立替払いをしたことは、被告の意思に反してなされたものといえず、これを否定すべき特段の事情もないと判断された。

注文者の誤った指図のために生じた請負代金を越える超過費用について事務管理が成立しないとした判例⁽⁴³⁾がある。

2.1.7 平成時代

委託のない病院の建築設計につき事務管理が成立するとした判例⁽⁴⁴⁾がある。この判決において、管理者の設計行為は他人の病院建築のために行ったことが明白であることが認定されている。しかも、本人の利益にならなくても、本人の意思に反し、または本人にとって不利なことが明らかであったのに、敢えてした行為でないとして事務管理の成立が肯定された。

マンションにおける共用部分以外の部分の修復について、義務なくして他人のためにする意思があるので事務管理が成立する余地があるとした判例⁽⁴⁵⁾がある。

この判決は、水漏れの停止のための修理行為の遅延が年末年始の時期と重

なったことに原因があることを斟酌しつつ、事務の性質に応じ客観的に判断して推知すべき本人の意思に従い、最も本人の利益に適すべき方法で行われたことが認定された。

準委任の消滅後に温水会が温泉供給施設の管理を行った場合に事務管理が成立するとした判例⁽⁴⁶⁾がある。

この判決は、温水会の行為が本人のために不利でなく、その意思に反することも明らかではないとして事務管理の成立を認めた。その判断要素は、温水会の看板を本人が認識して抗議をせず、温水会に連絡をとらなかったことと、本人が温泉供給義務を負担し契約責任を追及される立場にあったことである。

子供が外国人登録法上の代理申請義務者である母親を介して外国人新規登録申請をしない旨の反対の意思表示をしている場合に、父親の事務管理が成立しないとした判例⁽⁴⁷⁾がある。

保険契約者兼保険金受取人である会社の締結した契約の目的から従業員の遺族である被保険者（他人）の事務という要件を充足せず事務管理が成立しないとされた判例⁽⁴⁸⁾がある。

遺産分割協議未了の共同相続財産の相続人の1人が支出した地代等の費用につき他の共同相続人の負担部分については事務管理が成立するとした判例⁽⁴⁹⁾がある。本判決も他人の債務の弁済に関するものである。

本判決も管理者自身の利益と他人の利益が併存する場合に事務管理を認めたと判断できる。

他人のために保険契約の失効防止を含む維持管理を行う事務管理が成立していなかったとした判例⁽⁵⁰⁾がある。

この判決の結論は、各種通知等の確認・整理を通じた一覧表作成により保険契約を含む多数の保険の現状把握を行い、その関係が12年間継続したとしても、アフターケアであったと理解されたことによる。

他人の所有物（自動車）と認識して、自動車の鍵を外して事務所内に保管した場合に、他人のために保管を開始したとして、事務管理が成立するとし

た判例⁽⁵¹⁾がある。

壁面塗装工事が事務管理者自身のためだけでなく、本人のためである場合に事務管理が成立する余地があるとした判例⁽⁵²⁾がある。

この判決において、他人のためにする意思の要件に関して、本件工事は共用部分の劣化を抑制するだけでなく、他人の専有部分の改修・美化・防犯管理に資するものであったことが考慮された。

本人のために不利なことまたは本人の意思に反することが初めから明らかでなかったことについては、本人は本件工事の計画を知っていて、反対表明をする機会を自ら放棄していること、本件工事に反対する対応をしていないこと、自分の推薦する業者が事前説明会に参加し、自動車の移動などの工事に協力していたこと、本人は費用負担に付き管理者と協議したかったこと、自分にとって不利であったという主張をしていないことが考慮された。

意思無能力者の親に代わって相続税を支払っていた者はその兄弟に対して事務管理が成立する余地があるとした判例⁽⁵³⁾がある。

しかし、この判決は事務管理の成立の余地を認めているが、詳しくは差戻審で審理されることになったので、事務管理の要件の成否は明らかでない。

2.2 緊急事務管理に関連する判例

緊急事務管理に関連する判例は少なく、4件の判例を紹介する。まず、本件漁網を引き揚げたことについて緊急事務管理が成立するとした判例⁽⁵⁴⁾がある。

この判決における他人の事務の管理が本人の意思に反することが明らかである場合に、本人の意思が強行法規または公序良俗に反しているなどの特段の事由がないことを条件とすることは、前述した本人の意思と強行法規または公序良俗の関連性を述べた判例と同一である。

しかし、本人の意思に反しているが、その反することが明白でない場合、すなわち管理者において善管注意義務を行使しても本人の意思に反することを知らなかったことは、通説の第3の要件における本人の意思の部分と同一

であると評価できる。ただし、悪意または重過失という条件を追加している。

さらに急迫な危害の客観的な存在については、悪意または重過失に基づかないことを条件として管理者の主観的な信頼で足りるとする。

このような一般論に基づいて、管理者の行為は本人の意思に反するもので、急迫な危害も存在しなかったことが認定された。しかし、本人の意思に反する認識なしに本件漁網を引き揚げたことは錯誤であって、この錯誤は悪意または重過失ではないとされた。

本人に諮ることなく自らの判断で委託商品を処分したことが財産に対する急迫の危害を免れるためになされたと評価されないとした判例⁽⁵⁵⁾がある。

緊急事務管理において、本件訴訟物につき管理処分権を持たないので、訴訟追行権を有しないとされた判例⁽⁵⁶⁾や、準委任契約が存在する場合には緊急事務管理が成立しないとされた判例⁽⁵⁷⁾がある。

2.3 学説における事務管理の要件

次に、学説における要件論に言及する。その際に、通説と少数説を比較する。通説を代表するものとしては我妻説⁽⁵⁸⁾を取り上げる。したがって、この学説との対比で有力な少数説に言及することになる。

我妻説は事務管理の要件を3個に分けている。すなわち、他人のために事務の管理を始めること、義務なくして（権限なくして）管理すること、本人のために不利なことまたは本人の意思に反することが明らかでないことである。最初の2個は民法697条第1項に根拠を置く。最後は民法700条但書に間接的に根拠を置いている。

この要件の3分化に従わずに、細かく分解する学説⁽⁵⁹⁾がある。しかし、両者は実質上同じであるので、3分化に従って論述することにする。しかし、このことは3分化自体に従うというだけで、3個の要件の内容は検討する必要がある。

管理者の行為能力の有無、事務管理の追認、緊急事務管理の要件は別項目としておいた。管理者の行為能力を事務管理の要件とすべきとする学説⁽⁶⁰⁾が

あるが、まだ少数説に留まっている。緊急事務管理の要件は通常的事務管理と性格上異なるので、まず通常的事務管理の要件論を前提として緊急事務管理を理解した方がよいと考えたからである。

2.3.1 他人のために事務の管理を始めること

この要件は事務の管理を始めることと、他人のために管理することの2個に分けて論じられている⁽⁶¹⁾。

2.3.1.1 事務の管理を始めること

事務とは生活に必要な仕事と定義され、法律行為、事実行為、継続行為、一時的行為、精神的行為、財産的行為、技術的行為、機械的行為が挙げられている。また、管理とは仕事の処理と定義され、保存行為、処分行為、既存の権利関係の処理、新たな権利関係の取得が挙げられている⁽⁶²⁾。

しかし、債権の目的にならないものは事務には該当しないとする見解⁽⁶³⁾があって、宗教・道徳行為が挙げられている。この見解は、通説の精神的行為に制限を加える考え方であると推測する。また、違法行為を除く見解⁽⁶⁴⁾が存在する。

これらの見解は正当であるが、事務の定義が生活に必要な仕事であるので、これらの行為は当然に除かれるものであったとすることができる。

また、明確に利用行為と改良行為を指摘する見解⁽⁶⁵⁾がある。仕事の処理に入る行為であればよいので、これらの行為も含めることができる。

始めることが事務管理の要件として承認されており、開始の時点は事実上管理行為をした時点と理解されている⁽⁶⁶⁾。この点は追認の必要な行為との関連で問題となっているが、追認の効力発生時点でなく、管理行為の開始時点で正当であると考ええる。

2.3.1.2 他人のために管理すること

他人のためとは、事実上の利益を与える意思であって、法律的な効果を帰

属させる意思ではないと理解されている⁽⁶⁷⁾。その意思は利他的意思または事務管理意思と言われているものである。これは事務管理者の主観的な意思である。ただし、この意思は合理的なもので、ある程度外部から推断できるものと考えられている。

このような主観的な意思として捉えることに反対して、本人に利益を与えると認められる客観的な事実であるとする見解が存在する⁽⁶⁸⁾。換言すれば、管理行為が結果的に本人の利益になっていればよいことを意味する。

この見解は通説の理解と同じものではない。合理的な意思で外部からの推断が行われたとしても、主観的な利他的意思または事務管理意思がない者は保護に値しないと考えられるので、この意思を客観的な事実とする見解に与することはできない。

他人である本人に事実上の利益を与える意思は管理者自身の利益を図る意思と併存することができ、管理者以外の者に利益を与える意思で十分であるとする⁽⁶⁹⁾。本人の不特定性や本人についての錯誤があっても他人のためにする意思を充たすことになる。

他人の事務を管理することについて、客観的他人の事務、客観的自分の事務、中性の事務の3個に事務を分類して、他人のためにする意思との相互関係が論じられている⁽⁷⁰⁾。

客観的他人の事務には、自分の事務と誤信しない限り他人のためにする意思があると考えられている。客観的自分の事務には他人の事務と誤信しても他人のためにする意思はないとする。

最も争われている主観的他人の事務とも呼ばれている中性の事務には、隣人の家屋修繕のための材料購入を実例に挙げて、隣人の名で行為した場合または管理者自身の名で隣人のためにする権限があるものとして行為した場合には他人のためにする意思があるとする。さらに、管理者自身の名で権利義務が自分に帰属するものとして行動し、隣人のためにする合理的な意思があつて隣人のために購入することが明瞭な場合も他人のためにする意思が肯定されている。

しかし、中性の事務については、同様の事例を挙げて、途中で翻意して自分のために使用した場合に、義務違反の責任を負担することになることを理由にして反対する見解⁽⁷¹⁾がある。

他人のためにする管理に関連して、事務管理者に贈与意思がある場合が論じられている⁽⁷²⁾。特定の親族間の扶養を受ける者との関係では費用償還請求をしない意思があるものと推定するのが望ましいとする。

2.3.2 義務なくして（権限なくして）管理すること

この要件も2種類の場合に分けて論ずることができる。このことは便宜上2種類に分類することが事柄の性質上分かりやすいことが理由となる。

2.3.2.1 本人に対して義務がないにもかかわらず事務の管理をすること

義務の不存在が事務管理の成立条件の1つであるので、事務管理者と本人との間に契約または法律が存在する場合には、事務管理は成立しない。本人に対して義務がない場合だけでなく、権限がない場合も含まれている⁽⁷³⁾。

本人に対して義務を負っているが、その範囲を超えて管理をした場合には本人との関係で、または、本人に対して同一の扶養義務を負う者が多数いて先順位の者よりも後順位の者が管理をした場合には扶養義務者間で、その要件を充足するとする⁽⁷⁴⁾。

2.3.2.2 第3者に対して義務を負うかあるいは公法上の義務を負う場合

ある者が第3者に対して本人に対する事務を管理する義務を負う場合には、ある者と本人との間に事務管理は成立しない。この場合に、第3者と本人との間に何ら義務がなければ、第3者と本人との間に事務管理が成立しうるとする。

しかし、ある者が第3者に対する義務を履行することが同時にその義務と

は別種の本人の事務の処理となる場合には、ある者と本人との間に事務管理が成立するとする⁽⁷⁵⁾。

なお、ある者が第3者に対して本人に対する事務を管理する義務を負う場合に、ある者と本人との間にも事務管理を肯定する見解⁽⁷⁶⁾がある。ある者と第3者との契約が第3者（本人）のためにする契約でないことを条件とする。

人命救助義務、遭難船舶を発見した場合の報告義務、拾得した遺失物の届出義務等の公法上の義務が存在することは、人命救助者などと本人との間の事務管理の成立を否定するものではない⁽⁷⁷⁾。

しかし、医者等の公法上の診療受諾義務の場合はそれらとは別に扱われている。医者と患者またはその近親者との間に契約があれば契約に拠るとする。近親者以外の者が意識不明者の診療を要求した場合は、近親者以外の者と医者との間は契約に拠るが、意識不明者と近親者以外の者との間に事務管理が認められるとする。また、意識不明者を消防署員が運んだ場合は、意識不明者と医者との間は事務管理になるとする⁽⁷⁸⁾。

しかし、意識不明者を消防署員が運んだ場合について、事実的契約関係論を採用する見解⁽⁷⁹⁾がある。その患者と医者との関係を事務管理と捉えるよりは、事実的契約関係論または黙示の承諾論を採用すべきであるか否かを検討すべきである。

警察官や消防吏員などの公の施設に勤務して公法上の義務を負担する者は、被救助者に対して事務管理は成立しない。そもそも公の施設と市民との間には事務管理は成立しないとする。ただし、市民の福祉を目的としない個別的な職務遂行のための事務処理には、事務管理が成立する場合があるとする⁽⁸⁰⁾。

2.3.3 本人のために不利なことまたは本人の意思に反することが明らかでないこと

この要件は民法700条但書に間接的な根拠を持っている。事務管理者が他人のために事務を処理しても、その要件を充たさない限り事務管理は成立しないとす⁽⁸¹⁾。

本人のために不利なことまたは本人の意思に反することが明らかでない場合とは、換言すれば、事務管理者がその事実を知らずまたは善管注意義務を尽くしても知ることができなかつた場合である。この場合には、事務管理は成立する余地がある。ただし、本人の意思が公序良俗に反しないことが条件となる。

この通説を限定する見解⁽⁸²⁾がある。この見解は善管注意義務を尽くしても知ることができなかつた場合を除外するものである。無過失まで事務管理者に要求せず、悪意だけでよいとする。

しかし、この通説に対して反対説が強力に主張されている状況である。たとえば、民法697条を拠り所にして、本人の意思を推知できる場合には本人の意思に基づくが、本人の意思が不明な場合や本人の意思を推知できるが公序良俗に反する場合には、客観的に本人の最も利益に適合することが条件となるとする⁽⁸³⁾。

この見解と同趣旨と考えられるのは、民法697条を根拠にして事務の管理が最も本人の利益に適し本人の意思または推知すべき意思に従ってなされた場合に事務管理が成立するという見解⁽⁸⁴⁾である。この観点から事務管理者の行為を類型化して個別的な基準が探求されるに至っている。

このような本人の利益または意思を尊重する趣旨と同じ見解として、民法702条3項の反対解釈に基づいて本人の意思に適合することと、民法700条但書および702条3項の類推適用によって本人の利益に適合することを要件とするもの⁽⁸⁵⁾がある。本人の意思に適合することと、本人の利益に適合することは裁判官の立場から客観的・合理的に判定され、事務管理者の過失の有無を問わない。

これらの見解とは異質なものとして、事務管理者の主観的な利他的意思または事務管理意思を排除する立場から立論する見解がある。すなわち、民法697条1項における「他人のために」を拠り所にして本人に不利なことが明白な場合には、事務管理が成立しないとす。公序良俗に反しない本人の意思を知りまたは知ることができた場合に敢えて本人の意思に反して行為した

ならば、同様に事務管理は成立しないとすものである。このような事情は事務管理の独立の要件とは認められるべきでないとしている⁽⁸⁶⁾。

最後の見解は前述した観点から採用し得ない。問題は、本人のために不利なことまたは本人の意思に反することが明らかでない限り、すなわち、事務管理者がその事実を知らずまたは善管注意義務を尽くしても知ることができなかった場合にも事務管理の成立を肯定するの可否かである。つまり、実質上本人の利益または意思に反する場合でも、事務管理の成立を認めてよいの可否かである。

このような疑問は本人の利益または意思を尊重する見解に近づくことになるが、欧州事務管理法の原則を検討した後で結論を出すことにしたい。

2.3.4 事務管理者の行為能力

事務管理者には意思能力が必要であるが、行為能力は要件でないとするのが通説⁽⁸⁷⁾である。しかし、制限能力者の保護のために民法117条2項後段の類推適用を認めて、不当利得法および不法行為法で解決しようとしている。

しかし、事務管理者に行為能力を必要とする見解⁽⁸⁸⁾も依然として主張されている。この理由は、制限能力者の法律行為が取り消し可能な性格を持っていることである。この見解でも、未成年者は法定代理人の同意を得て、完全な管理行為をなすことができるという。この見解によれば、制限能力者の権利義務は不当利得法または不法行為法で解決されることになる。なお、本人には行為能力だけでなく、意思能力も不要とする。

その理由のほかに、制限能力者の義務負担と本人の不利益を追加して、事務管理者に行為能力を必要とする見解⁽⁸⁹⁾もある。この見解でも、制限能力者の権利義務は不当利得法または不法行為法の枠内で解決される。

結果から見れば、通説を採用しても、少数説に賛成しても同じことになる。詳しくは事務管理の効果論で言及するが、事務管理者に行為能力を要求しなくても良いであろう。

2.3.5 事務管理の追認

ある者の事務処理が本人の意思または利益に反していた場合にも、本人の追認があれば正当な事務管理になるとするのが通説⁽⁹⁰⁾である。この追認は本人の単独行為で、主要な効果は事務管理者の費用償還請求権と理解されている。これに反し、事務管理者の責任を重くすることには消極的である。

事務管理行為が無権代理行為または本人の権利関係を処分する権限に拠る行為と複合した場合における事務管理の追認の効果は、本人の意思内容の評価の問題であるとする⁽⁹¹⁾。また、無権代理の追認の意味を含んでいた場合に、無権代理の追認は契約時から効力が生ずるのに反し、事務管理の追認はそれに先行する行為時から効力を生ずるとするのである。

前述したように、事務管理の追認は準事務管理との関係を含めて効果論で詳しく論ずることにする。

2.3.6 緊急事務管理の要件

通説⁽⁹²⁾は、緊急事務管理を事務管理の効果の箇所では注意義務の軽減の実例として論じている。緊急事務管理が成立する条件は、本人の身体、名誉、財産に対する急迫な危害を免れるために事務を管理することである。この場合には悪意または重過失を条件として事務管理者が損害賠償責任を負う。

身体には生命が含まれる。急迫な危害には現実に存在する場合だけでなく、軽過失で誤信した場合も含まれる。結果として現実に危害を防止しえたことは必要条件ではない。悪意は本人の利益または意思に反することを知っていることで、重過失は著しく善管注意義務に違反するためにそのことを知らないことであると解されている⁽⁹³⁾。

2.4 事務管理の要件ごとの学説と判例の相互関係

通説の要件に従って分類すると、他人のために管理すること、義務なくして（権限なくして）管理すること、本人のために不利なことまたは本人の意思に反することが明らかでないこと、事務管理の追認に判例が集中している

と言える。前述した判例のすべてを含めていないが、次のように分類できる。

他人のために管理することに関連する判例は、注（５），（１９），（２０），（２２），（２４），（２５），（３１），（３４），（３７），（３８），（４４），（４５），（４８），（４９），（５０），（５１），（５２）の判例である。

義務なくして（権限なくして）管理することに関連する判例は、注（６），（７），（１１），（１２），（１３），（１６），（１７），（２３），（２７），（２８），（２９），（３０），（３１），（３３），（３６），（４２），（４９），（５３），（５７）の判例である。

本人のために不利なことまたは本人の意思に反することが明らかでないことに関連する判例は、注（１），（７），（１０），（１４），（１５），（１６），（２０），（２２），（２３），（２４），（２７），（３９），（４０），（４２），（４４），（４５），（４６），（４７），（５２），（５４）の判例である。

事務管理の追認に関連する判例は、注（３），（４），（８），（９），（１８），（２６）の判例である。

２．５ 事務管理の要件と類型化

２．５．１ 学説の動向

判例を分類して事務管理の成立する場合を理解するために、また、不当利得との類似性から不当利得の関係を考慮して事務管理の成立する場合を理解するためにも、事務管理の類型化は有益であろうと考える。

この類型化を主張する学説⁽⁹⁴⁾によれば、すでに存在する客観的他人の事務や中性の事務のほかに、新たに財産管理型（義務履行型、保存型、改良型、処分型、取得型、義務負担型）、無効取消型、救助型に事務管理を分類している。

また、民法697条を根拠にして事務の管理が最も本人の利益に適し本人の意思または推知すべき意思に従ってなされた場合に事務管理が成立するという見解に立って、その要件を分析するためにも他人の財産の保存行為、他人の物の改良行為、処分行為、他人の義務の履行、人命救助に分けて論ずるものがある⁽⁹⁵⁾。

事務管理の要件の適用の明確化のために、今後はこのような方向で事務管理の要件を精緻化していくべきであると考えている。ただし、そのことは、類型ごとに事務管理の要件を異なるようにすべきであることを意味していない。

なお、類型化を主張する学説は不当利得の類型論の影響を受けているようであるが、不当利得の類型論に賛成するのか否かは現時点では留保しておく。事務管理の考察の後で検討する。

2.5.2 学説と判例の相互関係

類型化を主張する2つの学説は部分的に重複している。最初にあげた学説によれば、前述した判例の多くは、財産管理型に属すると言うことができる。

管理者自身だけに効力を生じさせるのかまたは追認によって本人に効力を生じさせるのかに関連する追認型を追加して、前述した判例のすべてではないが多くの判例をさらに分類してみよう。

財産管理型の中の処分型に属するのは注(1)、(20)、(55)の判例、保存型は注(41)、(45)、(51)の判例、改良型は注(22)、(44)、(52)の判例、義務履行型は注(2)、(5)、(6)、(10)、(11)、(12)、(13)、(16)、(17)、(21)、(23)、(24)、(25)、(27)、(28)、(29)、(30)、(31)、(32)、(33)、(36)、(40)、(42)、(49)、(53)の判例、取得型は注(7)、(14)、(19)、(34)、(37)、(38)、(47)の判例、義務負担型は注(39)、(46)、(48)の判例、追認型は注(3)、(4)、(8)、(9)、(18)、(26)の判例である。

無効取消型は注(50)の判例である。救助型は注(54)、(57)の判例である。

3. 欧州民事法典研究グループ案

3.1 事務管理の要件

3.1.1 第1章第1:101条乃至第1:103条の概観

事務管理の要件を規定しているのは、第1章第1:101条、第1:102条、

第1：103条である。第1：101条は他人に利益を与える事務管理，第1：102条は他人の義務を履行する事務管理，第1：103条は適用除外を規定している⁽⁹⁶⁾。

第1：101条第1項は，事務管理が成立するための3個の要件を規定している。他人（本人）に利益を与える事務管理者の主たる意思，事務管理行為に合理的な根拠があること，不当な遅滞のない本人の承諾である。第1番目の要件は必ず必要であるが，第2番目の要件と第3番目の要件はどちらか一方が充足されればよい。これらの要件が事務管理を成立させる積極的な根拠となる。

しかし反対に，第1：101条第2項は，事務管理行為に合理的な根拠がない場合を規定している。たとえば，本人の意思を確認する合理的な機会があったにもかかわらず確認しなかった場合と，事務管理行為が本人の意思に反することを知っていたかまたは知るべきであった場合である。これらの2個の要件はどちらか一方が充足されれば，事務管理行為に合理的な根拠がなくなるのである。この規定は，第1：101条第1項を明確化する意味を持つものである。

第1：102条は，他人の義務を履行することが事務管理行為となる場合を規定している。

すなわち，他人（本人）の義務を履行する場合で，履行の受益者に利益を与える主たる意思が事務管理者にある場合である。前者は期限到来と緊急の必要性を条件としている。

第1：103条は事務管理が成立しない場合を規定している。本人に対して契約上の義務その他の義務を負っている場合，本人の同意なしに行動する権限がある場合，第三者に対して行動する義務を負っている場合である。これらの3個の場合のいずれかを充足すれば，事務管理は成立しないのである。

3.1.2 第1章第1：101条第1項の個々の要件

3.1.2.1 事務管理行為

第1：101条の要件を検討するに当たって、まず事務管理行為とは何かを問うておかなければならない。前述した日本の学説で指摘されていたのと同様の行為がその事務管理行為に該当すると言ってよい⁽⁹⁷⁾。

ただし、第1：101条の行為の中に、不作為、違法行為または公共政策に反する行為（特に緊急状態の場合）、訴訟行為も含まれていることを注目しておく必要がある⁽⁹⁸⁾。

3.1.2.2 他人（本人）に利益を与える事務管理者の主たる意思

他人（本人）に利益を与える事務管理者の主たる意思は、日本の通説における事務管理者の主観的な意思と同じ理解の仕方をしている⁽⁹⁹⁾。

ただし、事務管理者自身のための行為は本人の追認によって補完されることはないとするが、代理規定の適用可能性が留保されている。また、事務管理者自身の利益を図る意思との共存が可能としながら、損害賠償と費用償還の範囲を定める場合にその減額が考慮されているのは興味深い⁽¹⁰⁰⁾。

3.1.2.3 事務管理の当事者

他人（本人）に利益を与える事務管理者の主たる意思という言葉の中にある他人（本人）と事務管理者はどんな人であるのか、この問題は事務管理の当事者の問題である。

この点について日本の学説⁽¹⁰¹⁾と大差ないが、特に事務管理者として営利目的でない組織体、精神障害者、子供が採り上げられ、他方で他人（本人）として子供や胎児の場合が採り上げられている⁽¹⁰²⁾。

その他に、事務管理者が多数の場合は欧州契約法原則第3部第10章の類推適用が指摘されていることを述べておく。本人の確認方法として興味深いのは、通常は事務管理者の意思の対象如何で決まるとするが、他人の義務を履行する事務管理行為には客観的要因を追加する態度である⁽¹⁰³⁾。

3.1.2.4 事務管理行為に合理的な根拠があること

第1：101条第1項a号における事務管理行為の合理性の要件は、日本の事務管理法に明文化されておらず、学説もこの点を十分に検討しているわけではない。

この要件は合理人を基準として事務管理行為の正当性を客観的に判定する。財産の危殆化と保護の必要性は基準となるとする。合理性の判定において、欧州契約法原則第1：302条が準用される。その他に、他人の義務を履行することが事務管理行為となる第1：102条と本人、本人の財産や利益を危険から守る事務管理行為を認めている第3：103条も合理性の判定にとって斟酌されるとする。

したがって、事務管理行為に錯誤があっても合理的な理由があれば許されたり、緊急状態における援助には合理的な理由があり、本人による公益のための行動をする義務の不履行を事務管理者が照会して知った場合にも事務管理行為に正当性が付与されたりするのである⁽¹⁰⁴⁾。

事務管理行為に合理的な根拠があることを要件としたきっかけは、オランダ法の影響である。しかし、その要件の趣旨はドイツ法などの欧州諸国の事務管理法にも潜在していることが指摘されている⁽¹⁰⁵⁾。

3.1.2.5 第1：101条第2項の事務管理行為に合理的な根拠がない場合

第1：101条第1項a号において、他人（本人）に利益を与える事務管理者の主たる意思のほか、事務管理行為に合理的な根拠があることが要件となっていた。

この合理的な根拠を明らかにする規定が第1：101条第2項であると言ってよい。合理的な根拠がない場合を明文化して、本人の意思を確認する合理的な機会があったにもかかわらず確認しなかった場合と、事務管理行為が本人の意思に反することを知っていたかまたは知るべきであった場合を挙げているからである⁽¹⁰⁶⁾。

この部分は、日本の学説⁽¹⁰⁷⁾によれば、事務管理の要件の1つとして挙げ

られている本人のために不利なことまたは本人の意思に反することが明らかでないことに関連する。

この関連性を明らかにするためにも、第1：101条第2項の意味の解釈が問題となる。文字通り合理的な理由がない場合は、本人の意思を確認する合理的な機会があったにもかかわらず確認しなかった場合と、事務管理行為が本人の意思に反することを知っていたかまたは知るべきであった場合である。後者には、事務管理者が知っているまたは推知しうる本人の意思の範囲内で事務管理行為を行うことが含まれているとする。

しかし、本人の意思は絶対のものではない。たとえば、本人の不同意が明らかであっても、精神障害のために意思表示できない場合でも、自殺する本人の意思に反しても、合理的な理由があれば事務管理行為をすることができるとする。第1：102条の他人の義務を履行することが事務管理行為となる場合も本人の意思に反するものではないとするのである⁽¹⁰⁸⁾。

本人の意思を確認する合理的な機会があったにもかかわらず確認しなかった場合における合理的な機会がない場合が問題となるであろう。ただちに事務管理行為の正当性が出てくるのではなく、事務管理行為の合理性の判定がなされるとする。合理的な機会がなく本人の意思に反することを知らずまたは知る必要もなかった場合には、事務管理行為の合理性があれば事務管理行為は許容され、結果的に本人の意思に反しても本人の事後的同意がなくても認められるとする⁽¹⁰⁹⁾。

3.1.2.6 不当な遅滞のない本人の承諾

不当な遅滞のない本人の承諾に関する第1：101条第1項b号は、日本の学説における事務管理の追認⁽¹¹⁰⁾とほぼ同じのものであると評価できる。

本人の承諾によって契約の成立の有無が検討されている。第1：101条第1項a号と同様に、欧州契約法原則における契約の成立条件⁽¹¹¹⁾の問題であるとするが、契約の成立には消極的である。自分自身のために行動した場合は、代理法の適用があるとする。本人の承諾には欧州契約法原則の意思表示

と通知の規定が適用されるとする⁽¹¹²⁾。

3.1.3 第1章第1：102条の要件

第1：102条は、他人の義務を履行することが事務管理行為となる場合を規定している。第1：102条は前述した第1：101条とは別のものである。日本の学説においても他人の義務の履行の事務管理性が論じられてきた⁽¹¹³⁾。

第1：102条においては、期限到来と緊急の必要性を充たした他人（本人）の義務を履行すること、および、履行の受益者に利益を与える主たる意思が事務管理者にあることが要件となっている⁽¹¹⁴⁾。

この条項の解釈にとって公共の利益が重要である。この公共の利益を斟酌する際に期限到来と緊急の必要性が出てくる。本人の反対の意思は公共の利益に対して斟酌されず、事務管理行為自体にも公共性がなくてはならないとする。公共の利益の尊重から私的な利益のためでは、その条項の適用があるわけではない。したがって、単なる契約上の義務の履行だけでは適用されず、不法行為法上の安全確保義務ならば適用されるとする。

他人を世話する義務の場合も第1：102条の適用があるとする。第1：102条が適用される場合には、第1：101条第2項の適用はないと考えられている。それ故、本人の義務の不履行を知ったことが事務管理行為の合理性を裏付けるものであるとする⁽¹¹⁵⁾。

3.1.4 第1章第1：103条の要件

ある者が本人に対して契約上の義務その他の義務を負っている場合、ある者が本人の同意なしに行動する権限がある場合、ある者が第三者に対して行動する義務を負っている場合に、ある者と受益者と間には事務管理が成立しない⁽¹¹⁶⁾。この点も日本の学説と変わるものではない⁽¹¹⁷⁾。

ただし、傷害を被った者と救助者の関係、委任契約における代理人が予測不可能な出来事に対して本人の指図から離れて決定した場合、道徳上の義務があるに過ぎない場合、刑事法上の援助義務がある場合などには、事務管理

が成立するとする⁽¹¹⁸⁾。

4. 要件論の比較

前述してきたように、事務管理法の要件に関する日本の判例・学説と欧州民事法典研究グループ案を比較して見ると、類似点が多いと評価できるが、しかし幾つかの相違点を見出すことができる。

この相違点は、欧州民事法典研究グループ案における第1：101条第1項の要件（特にa号）、第1：101条第2項の要件（特にa号）、第1：102条の要件である。

第1：101条第1項a号の事務管理行為の合理性は、日本の通説の3個の要件における本人のために不利なことまたは本人の意思に反することが明らかでないことや、有力説における本人の意思または利益に適合することに関連する。第1：101条第2項の要件も同様である。

この要件は日本においても精緻に議論されているが、第1：101条第1項a号および第1：101条第2項a号の要件を含めて再構成すべきではないかと考えている。

第1：102条の要件は、日本の通説の3個の要件における義務なくして（権限なくして）管理することと、本人のために不利なことまたは本人の意思に反することが明らかでないこと、または、本人の意思または利益に適合することに関連する。

同様に、第1：102条の要件の趣旨を含めて再構成すべきであると考えている。したがって、公共の利益の観点からも事務管理法の要件を見直すことになるであろう。

以上のような再構成は、事務管理の類型に即して行われるべきであると考ええる。さらに個別的な検討を行う予定である。

5. 効果論への架橋

前述したように、欧州民事法典研究グループ案の第2章と第3章は事務管

理の効果論を規定している。

すなわち、第2章の第2：101条は事務管理中の義務、第2：102条は事務管理後の義務、第2：103条は事務管理者の義務違反によって生じた損害賠償を規定している。

第3章の第3：101条は債務弁済請求権または費用償還請求権、第3：102条は報酬請求権、第3：103条は損害賠償請求権、第3：104条は事務管理者の権利の制限または排除、第3：105条は第三者の債務弁済義務または費用償還義務、第3：106条は本人の名で行う事務管理者の代理権を規定している。

本稿における事務管理の要件論は、効果論と密接に結び付いている。たとえば、日本の学説で事務管理者の行為能力を要件するのかが問われていたが、欧州民事法典研究グループ案でも事務管理者の行為能力を要件としないが、しかし第2章第2：103条第3項において不法行為法で解決すべきことが規定されている。効果論を斟酌しなければ、要件論を適切に議論することができないのである。

また、日本の現行法に拘泥することなく、あるべき姿から事務管理の効果論を検討すべきであると考えている。このことは、第2章と第3章の条文が日本の事務管理法と外観上異なるために、立法論的な観点からも興味深いものである。

さらに、私の提案した要件論を深めるために、欧州民事法典研究グループ案の効果論は欠くべからざるものである。この効果論で要件論を再論することになるであろう。

注

- (1) 大判明治32年12月25日民録5輯11卷118頁
- (2) 大判明治36年10月22日民録9輯1117頁
- (3) 大判明治37年5月12日民録10輯666頁
- (4) 大判大正3年4月24日刑録20輯615頁
- (5) 大判大正5年2月29日民録22輯172頁

- (6) 大判大正5年3月17日民録22輯476頁
- (7) 大判大正6年3月31日民録23輯619頁
- (8) 大判大正7年7月10日民録24輯1432頁
- (9) 大判大正7年12月19日民録24輯2367頁
- (10) 大判大正8年4月18日民録25輯574頁
- (11) 大判大正8年6月26日民録25輯1154頁
- (12) 大判昭和3年1月30日民集7巻12頁
- (13) 大判昭和6年10月3日民集10巻851頁
- (14) 大判昭和7年11月15日法律学説判例評論全集22巻刑法16頁
- (15) 大判昭和8年4月24日民集12巻1008頁
- (16) 大判昭和9年9月29日法律新聞3756号7頁
- (17) 大判昭和15年11月15日法律新聞4646号9頁
- (18) 大判昭和17年8月6日民集21巻850頁
- (19) 大判昭和27年7月21日下民集3巻7号1010頁
- (20) 大分地判昭和30年5月19日下民集6巻5号998頁
- (21) 東京地判昭和31年3月17日下民集7巻3号668頁
- (22) 函館地判昭和31年5月30日下民集7巻5号1412頁
- (23) 津地判昭和31年10月29日下民集7巻10号3017頁
- (24) 高松高判昭和31年12月4日下民集7巻12号3546頁
- (25) 福岡高判昭和36年11月29日民集18巻8号1806頁, 下民集12巻11号2891頁
- (26) 最判昭和36年11月30日民集15巻10号2629頁
- (27) 東京地判昭和38年3月29日下民集14巻3号488頁
- (28) 東京地判昭和38年12月23日判例時報366号37頁
- (29) 最判昭和43年7月9日判例時報530号34頁
- (30) 大阪高判昭和43年10月28日判例時報544号48頁
- (31) 大阪地判昭和43年12月19日判例タイムズ232号202頁
- (32) 東京高判昭和44年12月25日訟務月報16巻1号47頁
- (33) 大阪高判昭和45年1月29日判例時報591号69頁
- (34) 大阪地判昭和45年2月26日判例時報612号89頁
- (35) 広島地判昭和46年4月8日判例タイムズ272号269頁
- (36) 東京地判昭和47年1月31日判例タイムズ276号330頁
- (37) 東京地判昭和48年1月31日判例タイムズ295号277頁
- (38) 大阪高判昭和51年7月7日判例タイムズ344号249頁

- (39) 東京地判昭和54年3月12日判例時報940号71頁
- (40) 大阪地判昭和55年7月11日判例タイムズ424号147頁
- (41) 浦和地判昭和55年10月1日判例タイムズ430号85頁
- (42) 神戸地判昭和55年11月13日交通民集13巻6号1543頁
- (43) 大阪地判昭和63年12月23日判例タイムズ700号207頁
- (44) 福岡高判平成2年3月28日判例時報1363号143頁
- (45) 東京地判平成5年1月28日判例時報1470号91頁
- (46) 東京地判平成8年1月23日判例タイムズ918号155頁
- (47) 名古屋高判平成8年9月4日訟務月報43巻9号2431頁
- (48) 静岡地判平成9年3月24日判例時報1611号127頁
- (49) 東京地判平成10年6月25日判例タイムズ1045号201頁
- (50) 東京高判平成11年2月3日判例時報1704号71頁
- (51) 東京地判平成12年9月26日判例タイムズ1054号217頁
- (52) 東京地判平成16年11月25日判例時報1892号39頁
- (53) 最判平成18年7月14日判例時報1946号45頁
- (54) 新潟地判昭和33年3月17日下民集9巻415頁
- (55) 東京高判昭和47年8月3日判例時報680号44頁
- (56) 東京地判昭和49年4月2日判例タイムズ311号166頁
- (57) 大阪高判昭和61年3月27日判例時報1220号80頁
- (58) 我妻栄『債権各論 下巻一(民法講義V4)』岩波書店, 昭和47年, 900頁以下。
- (59) 松阪佐一『事務管理・不当利得(新版)』有斐閣, 昭和50年, 14頁以下。
 広中俊雄『債権各論講義 第六版』有斐閣, 1994年(平成6年), 374頁以下。
- (60) 広中俊雄, 注(59)前掲書, 377頁以下。
- (61) 我妻栄, 注(58)前掲書, 900頁以下。
- (62) 我妻栄, 注(58)前掲書, 900頁以下。
- (63) 松阪佐一, 注(59)前掲書, 15頁。
- (64) 松阪佐一, 注(59)前掲書, 15頁。
 澤井裕『テキストブック 事務管理・不当利得・不法行為 第3版』有斐閣, 2001年(平成13年), 8頁。
 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為 上巻』青林書院, 昭和56年, 13頁。
- (65) 澤井裕, 注(64)前掲書, 8頁。
 四宮和夫, 注(64)前掲書, 16頁。
- (66) 我妻栄, 注(58)前掲書, 901頁。

- (67) 我妻栄，注(58)前掲書，902頁以下。
- (68) 小池隆一『準契約及事務管理の研究』慶応義塾大学法学研究会，昭和37年，202頁。
谷口知平教授還暦記念『不当利得・事務管理の研究(2)』有斐閣，昭和46年，274頁（金山正信）。
- (69) 我妻栄，注(58)前掲書，902頁。
- (70) 我妻栄，注(58)前掲書，903頁以下。
- (71) 小池隆一，注(68)前掲書，196頁。
- (72) 我妻栄，注(58)前掲書，904頁以下。
- (73) 我妻栄，注(58)前掲書，905頁以下。
- (74) 我妻栄，注(58)前掲書，907頁以下。
- (75) 我妻栄，注(58)前掲書，908頁以下。
- (76) 澤井裕，注(64)前掲書，13頁。
四宮和夫，注(64)前掲書，21頁以下。
- (77) 我妻栄，注(58)前掲書，909頁。
- (78) 我妻栄，注(58)前掲書，909頁以下。
- (79) 澤井裕，注(64)前掲書，13頁。
加藤雅信『新民法体系V第2版 事務管理・不当利得・不法行為』有斐閣，平成17年，10頁以下。
近江幸治『民法講義VI 事務管理・不当利得・不法行為』成文堂，2004年（平成16年），10頁以下。
- (80) 我妻栄，注(58)前掲書，910頁以下。
- (81) 我妻栄，注(58)前掲書，911頁以下。
四宮和夫，注(64)前掲書，24頁。
- (82) 澤井裕，注(64)前掲書，10頁。
- (83) 戒能通孝『債権各論』巖松堂書店，昭和23年，382頁以下。
- (84) 谷口知平・甲斐道太郎編『新版注釈民法⁽¹⁸⁾ 債権(9)事務管理・不当利得 § § 697～708』有斐閣，平成3年，146頁以下（高木多喜男）。
- (85) 谷口知平教授還暦記念『不当利得・事務管理の研究(2)』有斐閣，昭和46年，248頁以下（平田春二）。
- (86) 小池隆一，注(68)前掲書，216頁以下。
- (87) 我妻栄，注(58)前掲書，899頁以下。
- (88) 広中俊雄，注(59)前掲書，377頁以下。

- (89) 四宮和夫, 注(64)前掲書, 11頁以下。
- (90) 我妻栄, 注(58)前掲書, 912頁以下。
- (91) 我妻栄, 注(58)前掲書, 913頁以下。
- (92) 我妻栄, 注(58)前掲書, 918頁以下。
- (93) 四宮和夫, 注(64)前掲書, 26頁以下。
- (94) 四宮和夫, 注(64)前掲書, 10頁。
- (95) 高木多喜男, 注(84)前掲書, 148頁以下。
- (96) Christian von Bar, Principles of European Law, Study Group on a European Civil Code, Benevolent Intervention in Another's Affairs (PEL Ben. Int), Oxford University Press, p. 3.
事務管理の条文は, ベーター・シュレヒトリーム編, 半田吉信・角田光隆ほか訳『ヨーロッパ債務法の変遷』信山社, 2007年(平成19年)322頁以下の翻訳参照。
- (97) 谷口知平・甲斐道太郎編『新版注釈民法⁽¹⁸⁾ 債権(9)事務管理・不当利得 § § 679 ~ 708』有斐閣, 平成3年, 200頁以下(金山正信)。
- (98) Christian von Bar, 注(96)前掲書, 104頁以下。
- (99) 我妻栄, 注(58)前掲書, 902頁以下。
金山正信, 注(97)前掲書, 216頁以下。
- (100) Christian von Bar, 注(96)前掲書, 107頁以下。
- (101) 金山正信, 注(97)前掲書, 189頁以下。
- (102) Christian von Bar, 注(96)前掲書, 111頁以下。
- (103) Christian von Bar, 注(96)前掲書, 111頁以下。
- (104) Christian von Bar, 注(96)前掲書, 115頁以下。
- (105) Christian von Bar, 注(96)前掲書, 152頁以下。
- (106) Christian von Bar, 注(96)前掲書, 3頁(翻訳文参照)
- (107) 我妻栄, 注(58)前掲書, 911頁。
金山正信, 注(97)前掲書, 229頁以下。
- (108) Christian von Bar, 注(96)前掲書, 117頁以下。
- (109) Christian von Bar, 注(96)前掲書, 117頁以下。
- (110) 我妻栄, 注(58)前掲書, 912頁以下。
- (111) 拙稿「EU 諸国における契約法の諸原則に関する比較法的考察—契約の成立と解釈(1)」信州大学大学院法曹法務研究科『信州大学法学論集第7号』2006年(平成18年), 1頁以下。
同「欧州共同体における契約法の改革とその意義—契約の成立に関連する諸問

題」信州大学大学院法曹法務研究科『信州大学法学論集第8号』2007年（平成19年），29頁以下。

- (112) Christian von Bar, 注(96)前掲書, 122頁以下。
- (113) 金山正信, 注(97)前掲書, 205頁, 232頁。
- (114) Christian von Bar, 注(96)前掲書, 3頁（翻訳文参照）
- (115) Christian von Bar, 注(96)前掲書, 173頁以下。
- (116) Christian von Bar, 注(96)前掲書, 3頁（翻訳文参照）
- (117) 金山正信, 注(97)前掲書, 209頁以下。
- (118) Christian von Bar, 注(96)前掲書, 186頁以下。